

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は保険医療機関の指定を受けています。

1.入院基本料

当院では下記の通り、看護職員を配置しています。

一般病棟	入院患者 10 名に対し 1 名以上
地域包括ケア病棟	入院患者 13 名に対し 1 名以上

2.入院療養計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化

当院では入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3.DPC 対象病院

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC 対象病院”となっております。

医療機関別係数	1.362（2026 年 8 月現在）
---------	---------------------

4. 明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から 2012 年 4 月 1 日より領収書発行の際に個別の診療報酬算定の項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の自己負担のない方についても、2012 年 4 月 1 より、明細書を無料で発行することにいたしました。なお、明細書には使用した薬剤の名称や、行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5.近畿厚生局への届出事項

1.入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っております。管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養Ⅰ	730 円 患者負担 550 円 (税込)／食
----------	-------------------------------

6.基本診療料の施設基準に係る届出

○基本診療料

情報通信機器を用いた診療に係る基準
機能強化加算
電子的診療情報連携体制整備加算 3
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4）
救急医療管理加算
診療録管理体制加算 1
医師事務作業補助体制加算 1
急性期看護補助体制加算
看護職員夜間配置加算
電子的診療情報連携体制整備加算 1

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算 1
感染対策向上加算 1
患者サポート体制充実加算
報告書管理体制加算
身体的拘束最小化推進体制加算
術後疼痛管理チーム加算
地域支援・医薬品供給体制加算 3
バイオ後続品使用体制加算
病棟薬剤業務実施加算 1
データ提出加算
入退院支援加算 1
認知症ケア加算
せん妄ハイリスク患者ケア加算
排尿自立支援加算
地域包括ケア病棟入院料 1
短期滞在手術基本料 1

7.特掲診療料の施設基準に係る届出

○特掲診療料

糖尿病合併症管理料
糖尿病透析予防指導管理料
腎代替療法指導管理料
二次性骨折予防継続管理料 1
二次性骨折予防継続管理料 2
二次性骨折予防継続管理料 3
下肢創傷処理管理料
慢性腎臓病透析予防指導管理料
救急外来医学管理料 3
充実管理加算 1.3（脂質異常症、高血圧症、糖尿病を主病とする場合）
開放型病院共同指導料
がん治療連携指導料
外来排尿自立指導料
薬剤管理指導料
地域連携診療計画加算
医療機器安全管理料 1
別添 1 の「第 9 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
在宅がん医療総合診療料
救急患者連携搬送料
在宅自己腹膜灌流指導管理料 2
在宅血液透析指導管理料
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「注 2」に規定する遠隔モニタリング加算
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
検体検査管理加算（Ⅱ）
画像診断管理加算 2

CT 撮影及び MRI 撮影
冠動脈 CT 撮影加算
心臓 MRI 撮影加算
無菌製剤処理料
リハビリテーションデータ提出加算
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
摂食機能療法の「注 3」に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 1
静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
多血小板血漿処置
人工腎臓
導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
腎代替療法診療体制充実加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
椎間板内酵素注入療法
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
経皮的下肢動脈形成術
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
輸血管理料Ⅱ
輸血適正使用加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による 気道確保を伴わないもの） 1
麻酔管理料(Ⅰ)
看護職員処遇改善評価料
外来ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料（109）

●特別の療養環境提供料

入院にあたり、特別室の当院では下記の病室に個室料金を設定しております。
個室の金額は 1 日の料金です。1 泊 2 日の場合は 2 日分の料金が必要です。
料金は保険適用外のため、全額自費支払いとなります。（1 日分使用料金×
使用日数）。外来（透析棟）個室は 1 日分使用料金×透析日数分とな
ります。病状により個室を移動して頂く場合がございますので、ご了承下さい。

入 院		
	部屋番号	料金（税込）
(病棟) 一般個室	400・401・403・405・406・407・ 500・501・502・503・505・506・507・508・ 600・601・602・603・606・607	8,250 円
外 来		
(透析)個室	個室 1・個室 2・個室 3・個室 4	1,100 円

●保険外併用療養費に関する事項

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担を
お願いしております。なお、当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそ
れに密接に関連した「サービス」や、「物」についての費用徴収や「施設管理費」等
の曖昧な名目での費用徴収は行っておりません。

名 称	費 用（税込）
T 字帯（1 個）	385 円
死後処置料（1 回）	11,000 円
体内植え込み器除去の場合 上記に追加（1 回）	11,000 円
ファインサポート（1 個）	842 円／875 円
シート式オムツ（1 枚）	660 円
テープ式オムツ（1 袋）	2,750 円
トレーニングパンツ式オムツ（1 袋）	3,190 円
マスク（1 枚）	100 円
バスコート（1 個）	110 円
紙オムツ（1 枚）	66 円／198 円／231 円
軟便パッド（1 枚）	143 円
尿パッド（1 枚）	33 円
尿取りパッド（1 袋）	968 円
腹帯（1 個）	748 円
浴衣（1 着）	2,420 円
診断書料等（1 通）	1,100 円～5,500 円
診察券の再発行	100 円
上皿はかり	6,050 円
テレビ・冷蔵庫利用料	385 円／日

○予防接種料金

名 称	費 用（税込）
麻疹（はしか）	8,800 円
風しん（三日はしか）	8,800 円
M R（麻疹、風疹混合）	11,000 円
破傷風	3,300 円
水痘（水ぼうそう）	8,800 円
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	8,800 円
A 型肝炎	7,700 円
B 型肝炎	8,800 円
インフルエンザ	4,400 円
肺炎球菌	11,000 円
带状疱疹（乾燥弱毒性水痘ワクチン）	8,800 円
带状疱疹（不活化ワクチン）	22,000 円
狂犬病	16,500 円

○文書料

名 称	費 用（税込）
診断書(当院書式)	3,300 円
通院証明書(当院書式)	1,100 円
死亡診断書	5,500 円
身体障害者診断書・意見書	5,500 円
障害年金診断書	3,300 円
受診状況等証明書	3,300 円
臨床調査個人票	3,300 円

特別児童扶養手当認定証明書	3,300 円
福祉事業診断書	3,500 円
特別障害手当認定診断書	2,200 円
診断書(保険会社等書式)	5,500 円
後遺障害診断書	5,500 円
おむつ使用証明書	1,100 円
職場復帰に関する情報提供書	3,300 円
就労可能証明書	1,100 円
介護関連診断書・証明書	3,300 円
介護見舞金支給継続申請書	1,100 円
施設等入所用健康診断書	5,500 円
学校生活管理指導表	3,300 円
登校許可証	1,100 円
成人後見人診断書	5,500 円
診療情報提供書(英文)	11,000 円
支払証明書	1,100 円
医療照会書(肝炎給付金等の請求)	3,300 円

○診療情報の提供および開示に必要な費用（税込）

名 称	費 用（税込）
診療書記録のコピー（1 枚）	20 円
CD-R（1 枚につき）	1,100 円
手数料	5,500 円

●選定療養費制度【保険外併用療養費】

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、保険給付が 85%となることから、入院基本料の 15%は特定療養費として別途、患者さんのご負担となります。

但し、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは受付窓口までお問い合わせ下さい。

180 日を超えて入院する場合の選定療養費 (1 日につき)	
入院基本料の 15% 急性期入院基本料 4 (1,597 点)	2,412 円（税込）／日

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
 - ・重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
(日常生活自立度ランク度 B 以上)
 - ・脊髄損傷等の重度障害者
 - ・人工呼吸器を使用されている方
 - ・人工透析を週 2 回以上実施されている方
(日常生活自立度ランク度 B 以上)

●施設認定

- ・保険医療指定医療機関
- ・労保険指定医療機関
- ・障がい者自立支援法指定自立支援医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・結予防法指定医療機関
- ・原被害者一般疾病医療機関
- ・難医療費助成制度における指定医療機関
- ・指小児慢性特定疾病医療機関
- ・開放型病院（開放病床 12 床）
- ・DPC 対象病院
- ・協力型臨床研修指定病院
- ・日本医療機能評価機構認定病院

●学会施設認定

- ・日本整形外科学会研修施設
- ・日本透析医学会専門医制度認定施設
- ・日本腎臓学会研修施設
- ・日本糖尿病学会認定教育施設
- ・日本外科学会外科専門医制度関連施設
- ・浅大動脈ステントグラフト実施施設
- ・日本泌尿器科学会関連教育施設
- ・心臓血管外科専門医認定関連施設
- ・日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- ・日本医学放射線学会画像診断管理認証施設
- ・日本腹膜透析医学会研修施設
- ・日本脊椎脊髄病学会椎間板酵素注入療法実施可能施設

○施設基準に係る実績

医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5・6 号に掲げる手術の件数

区分 1 に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄班下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

区分 2 に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

区分 3 に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

区分 4 に分類される手術

腹腔鏡手術及び胸腔鏡下手術	7 件
---------------	-----

区分 5 に分類される手術

人工関節置換術等	43 件
乳児外科施設規準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件
経皮的冠動脈形成術	0 件
急性心筋梗塞に対するもの	0 件
不安定狭心症に対するもの	0 件
その他のもの	0 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	0 件
急性心筋梗塞に対するもの	0 件
不安定狭心症に対するもの	0 件
その他のもの	0 件

(2025 年 1 月～2025 年 12 月)

患者さんへご案内

●当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患の状態を把握し、療養上必要な指導や管理を行い、患者さんやご家族への説明をしております。下肢末梢動脈疾患に関する検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意を得た上で当院の心臓血管外科等、専門診療科へ紹介させていただいております。

●当院では、地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下の対応を行っています。

- ア 患者さんが受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な医学管理を行うこと
 - イ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと
 - ウ 健康診断結果等健康管理に係る相談に応じること
 - エ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること
 - オ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと
- 夜間・休日の問い合わせ先：06-6385-8651

● 当院では情報通信機器を用いた診療を行う際、初診時に向精神薬の処方はいりません。

●患者さんの状態に応じ 28 日以上長期投薬を行うこと又はリフィル処方せんを交付します。なお、当院では長期投薬を実施しております。

●当院はオンライン資格確認を行う体制を導入しています。

- ア 正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いします。
- イ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。
- ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

※なお、医療証などは確認できませんので窓口でのご提示をお願いいたします。

●現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応が出来る体制を整備しています。

また、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、不明な点や心配なことがありましたら薬剤師までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

●当院では、厚生労働省のバイオ後続品使用促進の方針に従って、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。バイオ後続品（バイオシミラー）とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品（先行バイオ医薬品）と同等・同質の品質、安全性、有効性を有する医薬

品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。（例：インスリンアスパルト、ペバシズマブ等） バイオ後続品を使用することによって、患者さんの薬にかかる経済的負担が軽くなります。当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

診療報酬の改定により、令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬）を患者さんが希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

※患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を希望された場合に、その差額の 2 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みです。

対象者

外来患者さんの院外処方・院内処方

対象となる医薬品

◇ 後発医薬品が発売されてから 5 年以上経過した先発医薬品

◇ 後発医薬品への置換率が 50%を超えている先発医薬品を希望された場合

対象外になる場合

◇ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合

◇ 後発医薬品の提供が困難な場合

◇ バイオ医薬品

自己負担額について

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

・院外処方の場合、「特別の料金（選定療養）」は薬局でのお支払いとなります。

・「特別の料金（選定療養）」は保険給付ではないため、公費も適応にはなりません。

外国人患者さんの診療費について

Medical Fees for International Patients

●日本の公的医療保険に加入していない外国人患者さんの診療費は、下記の基準で計算します。

診療報酬点数 1 点につき 15 円（税別）

●For patients without Japanese health insurance:

¥15 per medical point(Tax excluded)

Examples:

1,000 points = ¥15,000(Tax excluded)